

一般社団法人日本サーフィン連盟
支部設置等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人日本サーフィン連盟（以下「本連盟」という。）定款の第12条に定める支部の設置等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(支部及び支部長)

第2条 支部とは、都道府県においてサーフィンの普及振興を行い、本連盟の目的及び理念に賛同し、その活動に協力する団体をいう。

2 支部長とは、支部を構成する正会員によって選出された当該支部の代表者をいう。

(支部の権利)

第3条 支部は、次の各号に関する権利を持つ。

- (1) 支部内のチームの登録及び抹消
- (2) 社員総会及び支部長会議の参加
- (3) 全日本サーフィン選手権大会の予選会の主催
- (4) 本連盟の年刊誌「YEARBOOK」の受領
- (5) 組織運営等に関して本連盟に助言を求めること
- (6) 本連盟が行う支部と連携する事業に参画又は応募すること
- (7) 本連盟が行う支部を支援する事業を利用すること

(支部の義務)

第4条 支部は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本連盟の目的及び理念の実現に協力すること
- (2) 支部内の正会員登録に協力すること
- (3) 社員総会及び支部長会議での決定事項を遵守すること
- (4) 本連盟の定款、諸規程を遵守すること

(指導及び助言並びに調査)

第5条 本連盟は、第3条及び第4条の各号に定める事項に関し、必要があると認めるときは、理事会の決定に基づき、支部に対し説明を求め、必要な調査を行い、指導、助言または支援をすることができる。

(支部の設置等)

第6条 本連盟は各都道府県内に支部を設置するように努めなければならない。ただし、支部の存在しない都道府県または支部活動を実施していない支部がある場合には、本連盟は、理事会の決定に基づき、支部の設置、統廃合をすることができるものとする。

(都道府県内の複数支部の設置基準)

第7条 都道府県内に複数支部を新設設置する場合は、以下の(1)ないし(4)をすべて満たすものとする。ただし、離島等の地理的要素がある場合にはこの限りではない。

- (1) 新設される支部並びに現支部が継続的に活動する見込みがあること。
- (2) 現支部の正会員数が、過去3年間にわたり200名以上の正会員登録数を有すること。
- (3) 新設される支部並びに現支部の正会員登録数が、複数年にわたって各100名以上の登録数を有する見込みがあること。
- (4) 現支部長及び新設支部長予定者が、新設支部の設立を了承していること。

(都道府県内の支部統廃合の基準)

第8条 都道府県内に複数支部が存在する場合において、その一または複数の支部の正会員数が2年以上連続して20名未満であって、当該支部活動に支障をきたすと判断した場合には、本連盟は、当該支部に対し助言するとともに、理事会の決定により、当該各支部を統廃合することができるものとする。ただし、離島等の地理的要素等がある場合にはこの限りではない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年11月14日から施行する。
(理事会承認 平成24年11月13日)
- 2 この要綱は、令和5年12月14日から施行する。
(理事会承認 令和5年12月13日)